



公告

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービス長野県認証局が発行する自己署名証明書（以下「長野県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり公告します。

平成16年7月8日

長野県知事 田中康夫

1 長野県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

長野県知事の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりです。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	01E6 DDCB C6AA 81CF 4B25 B327 E573 4F89 097B EE7C
MD5	11:43:C6:E1:CC:C9:8D: A2:1D:42:4A:8B:C6:A3: 62:DE

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりです。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	2DFF 6336 E33A 4829 AA00 9F01 A180 1EE7 EBA5 82BB
MD5	28:ED:E6:FC:07:62:B6: 1E:F6:1C:3E:70:07:9A: 0F:D1

(注) SHA-1又はMD5により算出したフィンガープリントは、それぞれ、40桁又は32桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示されます。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがあります。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月8日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁舎電気設備定期精密検査業務

(2) 役務の特質

長野県庁舎の電気設備（特別高圧受電設備を含む。）の定期精密検査

(3) 履行期間

契約締結の日から平成16年9月24日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 電気主任技術者2種の技術員を有する者であること。

(5) 過去に33,000V以上の特別高圧受電設備に係る精密検査業務の元請契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年7月20日（火） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年7月14日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

ダム警報車 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年8月31日

(4) 納入場所

須坂建設事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成16年7月20日 午後2時00分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年7月20日 午後2時10分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

管 財 課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年6月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 みみずく
- 3 代表者の氏名
田 中 直 子
- 4 主たる事務所の所在地

茅野市ちの字丁田2761番9

5 定款に記載された目的

この法人は、痴呆性高齢者が住み慣れた地域で可能な限りその人らしく生活することができるような介護に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
㈱イトーヨーカ堂 上田店
上田市天神1-9-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
田沢倉庫㈱
上田市天神1-9-14
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名	住 所
㈱イトーヨーカ堂	代表取締役 井 坂 榮	東京都港区芝公園4-1-4
㈱ミヤガワ	代表取締役 宮 川 昌 之	長野市大字高田南高田1735-5
瀧 澤 和 成	—	上田市大字下之条500
㈱萩原商店	代表取締役 萩 原 秀 樹	上田市中央1-3-7
㈱甲州屋山田商店	代表取締役 山 田 豊	上田市中央2-5-5
(有)八幡屋百貨店	代表取締役 細 野 ふさ子	上田市中央1-4-2
(有)アイール	代表取締役 市 川 誠 二	小諸市大字八満92-6

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名	住 所
㈱イトーヨーカ堂	代表取締役 井 坂 榮	東京都千代田区二番町8-8
㈱ミヤガワ	代表取締役 宮 川 昌 之	長野市大字高田南高田1735-5
瀧 澤 和 成	—	上田市大字下之条500
㈱萩原商店	代表取締役 萩 原 秀 樹	上田市中央1-3-7
㈱甲州屋山田商店	代表取締役 山 田 豊	上田市中央2-5-5
(有)八幡屋百貨店	代表取締役 細 野 ふさ子	上田市中央1-4-2
(有)アイール	代表取締役 市 川 誠 二	小諸市大字八満92-6

- 4 変更した年月日
平成16年5月27日

- 5 届出年月日
平成16年6月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年7月8日から平成16年11月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松本電鉄バスターミナルビル
松本市深志1-2-30
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
松本電気鉄道(株)
松本市井川城2-1-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)イトーヨーカ堂	代表取締役 井坂 榮	東京都港区芝公園4-1-4
ハマ園芸(株)	代表取締役 濱 義 弘	松本市大字島立4642
(株)池上	代表取締役 池上 忠彦	松本市大手4-3-19
(株)三松	代表取締役 齋 藤 寛	東京都武蔵野市吉祥寺本町1-8-3
(有)中央ストアー	代表取締役 小口 博之	松本市大手4-3-19
(株)新星堂	代表取締役 宮崎 正紀	東京都杉並区上萩1-23-17
(株)鳳書院	代表取締役 大島 光明	東京都千代田区三崎町2-8-12
(株)キャンドゥ	代表取締役 城戸 博司	東京都北区浮間3-3-2

(変更後)

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)イトーヨーカ堂	代表取締役 井坂 榮	東京都千代田区二番町2-8-8
ハマ園芸(株)	代表取締役 濱 義 弘	松本市大字島立4642
(株)池上	代表取締役 池上 忠彦	松本市大手4-3-19
(株)三松	代表取締役 齋 藤 寛	東京都武蔵野市吉祥寺本町1-8-3

(有)中央ストアー	代表取締役 小 口 博 之	松本市大手4-3-19
(株)新星堂	代表取締役 宮 崎 正 紀	東京都杉並区上萩1-23-17
(株)鳳書院	代表取締役 大 島 光 明	東京都千代田区三崎町2-8-12
(株)キャンドウ	代表取締役 城 戸 博 司	東京都北区浮間3-3-2

- 4 変更した年月日
平成16年5月27日
- 5 届出年月日
平成16年6月11日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年7月8日から平成16年11月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
権堂駅前ビル
長野市大字鶴賀字腰巻2196-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
長野電鉄(株)
長野市権堂町2201
(株)ヴォーグ
長野市権堂町2219
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)イトーヨーカ堂	代表取締役 井 坂 榮	東京都港区芝公園4-1-4
(株)ミニット・ジャパン	代表取締役 山 口 康 寿	大阪府大阪市中央区北浜1-9-9
(有)フランセ玉扇	代表取締役 栗 原 秀 晃	東京都江東区亀戸1-3-4
(株)丸乙小林商店	代表取締役 小 林 俊 雄	東京都大田区平和島5-1-1
(株)ヴォーグ	代表取締役 波 羅 展 衛	長野市権堂町2219
(株)ロン都	代表取締役 宮 内 義 人	長野市川中島町御厨997
(株)メリアン	代表取締役 水 野 雅 一	東京都芝公園4-1-4

(株)東京デリカ	代表取締役 木山茂年	東京都葛飾区新小岩1-48-1
(株)ミヤガワ	代表取締役 宮川昌之	長野市大字高田南高田1735-5
(株)萩原商店	代表取締役 萩原秀樹	上田市中央1-3-7
(株)三城	代表取締役 加納誠治	東京都中央区日本橋室町2-4-2
(株)ミヤザキ	代表取締役 宮崎清之	長野市緑町2212-27
(株)つづきや	代表取締役 萩原弘也	長野市東後町10
(株)ジエイティートラフランド	代表取締役 藤本誠	東京都豊島区南池袋2-43-20

(変更後)

名称	代表者の氏名	住所
(株)イトーヨーカ堂	代表取締役 井坂 榮	東京都千代田区二番町2-8-8
(株)ミニット・ジャパン	代表取締役 山口 康 寿	大阪府大阪市中央区北浜1-9-9
(有)フランセ玉扇	代表取締役 栗原 秀 晃	東京都江東区亀戸1-3-4
(株)丸乙小林商店	代表取締役 小林 俊 雄	東京都大田区平和島5-1-1
(株)ヴォーグ	代表取締役 波羅 展 衛	長野市権堂町2219
(株)ロン都	代表取締役 宮内 義 人	長野市川中島町御厨997
(株)メリーアン	代表取締役 水野 雅 一	東京都芝公園4-1-4
(株)東京デリカ	代表取締役 木山茂年	東京都葛飾区新小岩1-48-1
(株)ミヤガワ	代表取締役 宮川昌之	長野市大字高田南高田1735-5
(株)萩原商店	代表取締役 萩原秀樹	上田市中央1-3-7
(株)三城	代表取締役 加納誠治	東京都中央区日本橋室町2-4-2
(株)ミヤザキ	代表取締役 宮崎清之	長野市緑町2212-27
(株)つづきや	代表取締役 萩原弘也	長野市東後町10
(株)ジエイティートラフランド	代表取締役 藤本誠	東京都豊島区南池袋2-43-20

4 変更した年月日

平成16年5月27日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月8日から平成16年11月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課